

被災した民間賃貸住宅の解体後、
輪島市内に新たに建設する民間賃貸住宅への補助

輪島市被災民間賃貸住宅復旧事業補助金



民間賃貸住宅

令和6年能登半島地震
「半壊」以上
輪島市内外は問わない。(要証明)

解体



令和6年1月1日以降
の対象事業に適用可!

民間賃貸住宅

輪島市内での新築

1棟最大1,500万円の補助

詳しくは、
下記及び裏面の要件等をご確認、ご相談ください。

補助内容

対象経費 賃貸住宅の建設費（設計費含む）※1

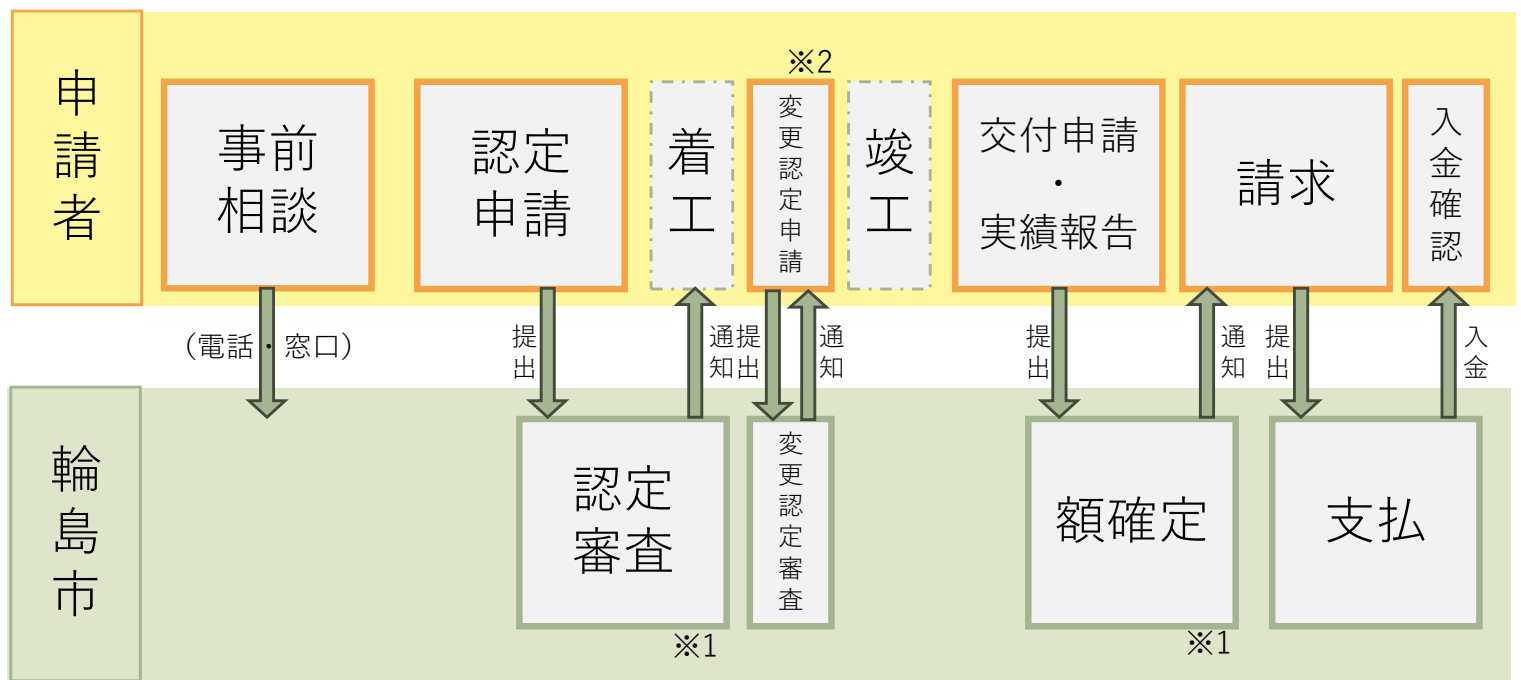
補助金額 1戸当たりの床面積1平方メートル※2につき、
25,000円を乗じた額（1,000円未満の端数切り捨て）

補助限度額 1戸につき150万円、かつ、1棟につき1,500万円
ただし、補助対象となる賃貸住宅は、解体した賃貸住宅の棟数を限度とする。

※1 土地取得費は含まない。

※2 廊下やエントランス、階段室などの共有スペース、管理人室、
また、賃貸人が居住する戸の床面積は計上しない。

補助の流れ



※1 申請の審査、通知の発行には日数を要します。
※2 当初から変更がない場合は不要です。

補助要件のチェック

補助対象者

右欄の者いずれにも該当する者

- 被災程度が「半壊」以上の賃貸住宅を所有している者
- 被災した賃貸住宅を解体後、輪島市内に賃貸住宅を復旧、所有する者
- 住所地における市税等の滞納がない者

補助対象の

賃貸住宅

- 輪島市内に建設された共同住宅又は長屋

ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- ア 公営住宅、特定優良賃貸住宅等の公的賃貸住宅
- イ 社宅、官舎、寮等の供与住宅又は寄宿舍
- ウ 賃借人（賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。）が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する共同居住型賃貸住宅

注記) シェアハウス等、また、個人により建設し、2親等以内の親族のみが入居する場合、法人により建設し、役職員・役員の2親等以内の親族が入居する場合は対象とならない。



< 窓口 >

輪島市建設部まちづくり推進課

輪島市二ツ屋町2-29 輪島市役所 本館2階

電話番号 (0768) 23-1156